

# 「指定短期入所生活介護サービス（ショートステイ）」 「指定介護予防短期入所生活介護サービス（ショートステイ）」 重要事項説明書

当施設は介護保険法の指定を受けております  
(千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900549)

当事業所はご契約者（ご利用者）に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1～3
3. 職員の配置状況	3～4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5～10
5. 苦情の受付について	11
重要事項説明書付属文書	14～18

## 1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 南生会
- (2) 法人所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430番1
- (3) 電話番号 : 047-457-8660
- (4) 代表者氏名 : 理事長 藤代 孝七
- (5) 設立年月 : 平成3年10月14日
- (6) その他事業 : 特別養護老人ホーム南生苑 (指定介護老人福祉施設サービス)  
デイサービスセンター南生苑 (指定通所介護サービス)  
ひばりの丘デイサービスセンター (指定通所介護サービス)  
船橋市南老人デイサービスセンター (指定通所介護サービス)  
松が丘在宅介護支援センター  
南生苑在宅支援センター松が丘 (指定居宅介護支援事業者)  
みさき在宅支援センター南生苑 (指定居宅介護支援事業者)  
グループホームハピネス (認知症対応型共同生活)  
船橋市豊富・坪井地域包括支援センター  
特別養護老人ホームみやぎ台南生苑 (指定介護老人福祉施設サービス)  
みやぎ台南生苑ショートステイサービス (指定短期入所生活介護)  
※上記事業はいずれも介護予防の指定も受けております。  
ひばり保育園

みそら保育園  
あまねの杜保育園

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類：指定短期入所生活介護事業所  
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900549  
平成12年2月1日指定  
※当事業所は、特別養護老人ホーム 南生苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的：指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）が、居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること。また、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称：南生苑 ショートステイサービス
- (4) 事業所の所在地：千葉県船橋市古和釜町430番1
- (5) 電話番号：047-457-8660
- (6) 事業所長(管理者)氏名：中澤 信人
- (7) 南生会の基本理念
1. 人間尊重・プライド尊重・プライバシー尊重を守ります。
  2. 利用者様の自立支援を基本に安心・安全・感動のある日々を提供します。
  3. 地域福祉に寄与します。
- (8) 開設年月 平成4年7月20日
- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間（曜日）	9：00～17：30（月～土）

※日・祝・祭日及び年末年始の受付は行っておりません。ご面会は可能です。

(10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。ご利用される居室は、1～4人部屋です。〔但し、ご契約者（ご利用者）の性別、心身の状況や居室の空き 状況により、居室を決定いたしますのでご希望に添えない場合もございます。〕

居室・設備の種類	室数・面積	備 考
個室（1人部屋）	4室 (8.59㎡)	多床室扱い ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇
個室（1人部屋）	5室 (13.75～17.25㎡)	従来型個室扱い 洗面台、キャビネット、エアコン、換気扇
個室（2人部屋）	23室 (17.11～17.85㎡)	多床室扱い ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
4人部屋（ベッド）	12室 (34.29～34.51㎡)	多床室扱い ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
合 計	44室（103床）	
食 堂	1室	1F（多目的ホール・機能訓練室兼用）
リビングルーム・ 食 堂	5室	
機能訓練室	1室	平行棒、歩行車、歩行器等
浴 室	2室	機械浴（リフト）、特殊浴槽（昇降式）、チェア・イン・バス
医務室	1室	健康管理、与薬管理、栄養マネジメント、各医療器具

静養室	1室	
-----	----	--

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

◆居室の変更：ご契約者（ご利用者）からの申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者（ご利用者）の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者（ご利用者）やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

◆居室に関する特記事項

加湿器……………一部の居室を除き、設置しております。（冬季のみ）

トイレ……………居室外になります。1階、2階それぞれ男性用2ヶ所、女性用2ヶ所。また、ご契約者（ご利用者）の心身の状況等により、居室内にポータブルトイレ（無料）を設置いたします。ご希望の際は事前にご確認ください。

洗面所……………1階、2階それぞれ3ヶ所ございます。

◆その他の設備：

談話室……………地下1階にありますオープンスペースです（イス、テーブル、ソファ、エアコン完備）。

自動販売機…地下1階談話室、2階介護職員室前に飲物類の自動販売機を設置しております。

庭園……………四季折々の花が咲く花壇でお楽しみいただけます。ベンチ設置。

(12) ご利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

施設・設備の種類	内容
電気使用料	電気製品（テレビ、電気毛布等）に必要な電気使用料です。

※ご利用者の希望によりご利用いただけます。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、利用者に別途利用料金をご負担いただきます。料金は4－（2）項をご覧ください。

### 3. 職員の配置状況

<職員の配置状況>

職 種	配置基準
施設長（管理者）	1名以上
医師	兼務1名
看護職員	4名以上
介護職員	31名以上
生活相談員	2名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
厨房職員（業務委託）	必要とされる人数
事務職員	2名以上
介助員	
その他	

（ ）内は非常勤

※職員の配置について介護老人福祉施設の職員と兼務であり、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

	職 種	勤務体制
1	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 07:30～08:30 5名 日中 08:30～17:00 7名 遅番 10:30～19:30 5名 夜間 17:00～09:15 5名
2	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 08:45～17:30 4名 ※上記の時間以外に関してはオンコール体制にて対応を行う

●日、祝日、年末年始は上記と異なります。

<介護職員の勤務体制（実質的時間帯における配置人員）>

	職 種	勤務体制
1	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 07:30～16:30 1名 日勤 08:30～17:30 2名 遅番 10:30～19:30 1名 夜間 17:00～09:15 1名
2	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 08:45～17:30 1名 ※上記の時間以外に関してはオンコール体制にて対応を行う
3	機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 08:45～17:30 1名
4	理学療法士	月2回・・・14:00～16:00

●上記勤務体制は、各種行事等で、変更する場合があります。

#### 4. 当施設が提供する基準介護サービス

【1】介護保険の給付対象となるサービス。（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き介護保険負担割合証の額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

② 居室の提供

②食事（但し、食材料費は別途お支払いいただきます。）【2】－②項参照

当施設では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養状態並びにご契約者（ご利用者）の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供しております。また、バイキング食や選択食をはじめ、季節や行事の際の特別献立としておせち料理、祝膳等も提供しております。

食事時間	朝食 07:30~09:00 / 昼食 12:00~13:00 / 夕食 17:00~18:30
------	--

③おやつ

軽食又はお飲物等をユニット毎に、毎日提供しております。

④入浴

◆下記の内容でそれぞれ週2回行っております。

特殊浴（寝たきり、座位が保てない方）

月・火・水・木・金・土曜日（※曜日変更をさせて頂く事がありますが週2回実施）

介助浴（一部介助及び全面的な介助が必要な方）

※季節の行事等により変更になる場合もございます。

◆その他

清拭…身体状況等により入浴できなかった方、発汗の多い方、オムツ交換時、また、ご希望者の方に行っております。

⑤排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者（ご利用者）の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練（リハビリ）

機能訓練指導員により、ご契約者（ご利用者）の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行っております。

○食前食後……歩行が可能な方には居室と食堂の間を、歩いて移動していただいております。お食事前に嚥下機能低下予防を兼ねた口腔体操を行います。

理学療法士によるリハビリに関する助言……………	月2回
看護、介護職員による生活リハビリ……………	毎日
機能訓練指導員……………	毎日

⑦健康管理

看護職員がご利用日の初日に簡単な健康チェックを行います。

内 容		
看護職員	毎日	健康保持・増進、病状変化の早期発見・対応

●看護職員は常にご契約者（ご利用者）の健康の状況に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応が可能な体制を整えます。

●この「健康管理」はショートステイご利用中に限るものとします。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、身体状況等を考慮し、できる限り起きてお過ごし頂けるように配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、ご希望により毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れることを目的とした、適切な整容が行われるよう援助いたします。

す。

- ・排泄については身体機能に応じ、日中はトイレ誘導、夜間ご希望に応じポータブルトイレでのご利用援助を行います。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

次の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた額（自己負担額）をお支払いください。

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

なお、以下の料金表の金額には、介護保険で提供される送迎サービス料金「短期入所生活介護送迎加算」「介護職員処遇改善加算Ⅰ」「特定介護職員等処遇改善加算Ⅰ」「介護職員等ベースアップ等支援加算」は含まれていません、下記の体制加算を含みます。

- ◆体制加算：サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、夜勤職員配置加算（Ⅰ）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、特定処遇改善加算（Ⅰ）看護体制加算（Ⅰ）、機能訓練体制加算（Ⅰ）を含みます。

※上記加算は体制の見直しによって変更する場合がございます。

- ◆要支援1・2の方は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を含み  
**介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**

1ヶ月の総単位数に8.3%を相当する単位数を算定します。

※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）**

1ヶ月の総単位数に2.7%に相当する単位数を算定します。

※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

- 介護職員等ベースアップ等支援加算**

1ヶ月の総単位数に1.6%に相当する単位数を算定します。

※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

- ◆該当者のみ適用加算：「長期利用適正化」

61日を超えて指定短期入所生活介護を利用した場合

1日30単位の減算が発生します。

但し、上記加算については、人員配置の変更等により、加算単位が変更となる場合があります。また令和6年6月より介護保険処遇改善加算の要件が変わりました。ご容赦ください。

#### <償還払い>

- ご契約者（ご利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者（ご利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者（ご利用者）の負担額を変更いたします。

利用料金表

単位：円／日

	ご利用者の 要介護度 及び 単位数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		485	595	650 (603)	719 (672)	792 (745)	862 (815)	931 (884)
1	サービス 利用料金	5,170円	6,342円	6,929円 (6,427円)	7,664円 (7,163円)	8,442円 (7,941円)	9,188円 (8,687円)	9,924円 (9,423円)
2	うち、 介護保険から 給付される金額	サービス費部分の自己負担割合に応じた額						
3	①サービス利用 にかかる自己負 担額（1－2）	サービス費部分の自己負担割合に応じた額						
4	②滞在にかかる 自己負担額	915円	915円	915円	915円	915円	915円	915円
5	③食事にかかる 自己負担額	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円
6	自己負担額 合計	①②③の合計額						

※（ ）は30日を超えて指定短期入所生活介護を利用した場合の－30単位減算になります。

※自己負担額については別紙1、別紙2及び別紙3をご参照ください。

<送迎サービス料金【短期入所生活介護送迎加算】>

ご自宅から当苑までの送迎サービスをご利用の場合、上記利用料金表（サービス利用に係る自己負担額）で示されている金額に加えて、送迎に関わるサービス費部分の自己負担割合に応じた額が加算されます。※自己負担額については別紙1、別紙2及び別紙3をご参照ください。

■送迎時間についてショートステイご利用の際、ご希望の方につきましては、当方にてご自宅と南生苑の間の送迎を行います。

個別送迎を基本としております関係上、送迎時間についてご希望に添えない場合もございます。

入苑日（お迎えの時）午前09：00～10：30※詳細なお時間はご利用前日の連絡となります。

退苑日（お帰りの時）午後15：00～16：30※詳細なご希望には添えない場合がございます。

上記のお時間については、大凡の目安時間でございます。天候や道路事情、急な病院受診等に変更される場合もありますのでご了承ください。

又、ご希望がある場合は事前にご相談ください。

<緊急短期入所体制確保加算>

こちらの加算はご契約者の利用状況により算定される月、算定除外の月がございます。その場合、上記の利用料金表で示されている金額（サービス利用に係る自己負担額）に1日40単位（42円）が加わります。

<緊急短期入所受入加算>

こちらの加算は緊急にサービスをご利用になられた方につきまして、最大7日間を限度とし上記の利用料金表3で示されている金額（サービス利用に係る自己負担額）に1日

60単位（64円）増となります。

【2】 【1】以外のサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（ご利用者）の負担となります。

① 滞在費

料金：多床室・旧個室 1日あたり 915円（税込）

※令和6年8月 居住費の基本料金が変わりました。

料金：多床室・旧個室 1日あたり 915円（税込）

負担額認定を受けた方も第2段階から60円上がります。

②食費

料金：1日あたり 1,550円（税込）

朝食／410円	昼食／630円	夕食／510円
---------	---------	---------

※滞在費と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◆当施設の滞在費・食費負担額

下記Ⅰ～Ⅲに全てに当てはまる方は介護保険負担限度額認定の対象となります。

Ⅰ世帯全員が市町村民税非課税の方

Ⅱ預金額

年収等 80万円以下	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超	単身 500万円、夫婦 1,500万円

Ⅲ年金収入等

単位：円／日

対象者		負担区分	滞在費 多床室	食費	計
生活保護受給者		第1段階	0	300	300
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	第2段階	430	600	970
	老齢福祉年金受給者 年金収入等 80万円以下	第3段階 ①	430	1,000	1,370
	年金収入等 80万円超 120万円以下	第3段階 ②	430	1,300	1670
	年金収入等 120万円超				

上記以外の方	第4段階	915	1,550	2,405
--------	------	-----	-------	-------

※赤字：滞在費が令和6年8月から値上がりしました。

※利用者負担段階4の方は、施設との契約による設定となります。

※当施設の居住費区分は、「多床室」となります。

### ③特別な食事

毎月1回、特別なメニューによるお食事です。通常のお食事との選択制です。

利用料金：1回 1,000円（税込）

### ④理髪・美容

◆理髪サービス…2ヶ月に1回（第1月曜日）理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回 1,500円（税込）

◆美容サービス…1ヶ月に1回、（第3土曜日）美容師の出張による美容サービス（カット、シャンプー、パーマ、カラー）をご利用いただけます。

利用料金：1回	カット	<u>1,870円</u> （税込）
1回	パーマ（シャンプー付）	<u>6,600円</u> （税込）
1回	カラー・カット（シャンプー付）	<u>6,600円</u> （税込）
1回	カラーのみ（シャンプー付）	<u>4,730円</u> （税込）

### ⑤買い物代行サービス

利用期間中に必要な物品についてご家族での準備ができない場合は、当施設で必要な物品の調達を代行させていただきます。

利用料金：1回 500円（税込）

### ⑥貴重品の管理

基本的には、ご利用の際に必要なもの以外の貴重品についての持ち込みはお断りいたします。

但し、独り暮らしの方やご事情のある方などは事前にご相談の上、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

利用料金：1日 50円（税込）

### ⑦電気使用料

居室にテレビの設置希望の方、持ち込みの電気製品類（テレビ、電気毛布等）の電気使用料金です。

利用料金：1日 20円（税込）

### ⑧テレビレンタル料

テレビ使用希望の方に利用期間中お貸出いたします。

利用料金：1日 50円（税込）

### ⑨レクリエーション行事、クラブ活動等

ご契約者（ご利用者）の希望によりレクリエーション行事やクラブ活動に参加していただくことができます。

#### <レクリエーション行事>

月	行 事	内 容
4月	散 策	敷地内の庭園で心身共にリフレッシュしていただきます。
5月	端午の節句	端午の節句に因み、昼食に竹の子膳（特別食）をご用意いたします。
6月	散 策	昼食に紫陽花膳（特別食）をご用意いたします。
7月	開苑記念祭	式典やアトラクション、昼食は祝膳（特別食）もご用意いたします。
8月	納涼祭	模擬店、盆踊り、花火等ボランティアの方も大勢参加されます。※1
9月	敬老会	式典やアトラクション、昼食は祝膳（特別食）もご用意いたします。
11月	バザー	野菜、日用品・家庭雑貨等。模擬店も出店します。※2
12月	クリスマス会	昼食はクリスマスニュー。特別食。おやつにはケーキもご用意します。
	餅つき	中庭で餅つきをした後、つきたてをご用意します。
1月	新年祝賀会	職員が振り袖姿でご挨拶。昼食は祝い膳をご用意いたします。
2月	節分	職員による豆まき。昼食は節分膳（特別食）をご用意いたします。
3月	雛祭り	雛人形、装飾、昼食は雛祭り膳（特別食）をご用意いたします。

※模擬店は有料です。その他、内容は毎年若干変わりますので、実費として費用がかかる場合があります。事前にご確認ください。

※感染症等の影響により実施できないこともございます。ご容赦くださいませ。

#### ⑩日常生活上必要となる諸費用実費

- ・歯ブラシ・カミソリ・ノート等 利用料金表を参照してください。
- ※オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はございません。  
但し、当苑指定以外のオムツをご希望の場合は全額自己負担となります。

#### ⑪ご利用者の送迎に係る費用

- ・ご利用期間中に病院への受診、入院が必要と判断された場合は、ご家族の方に対応していただきます。但し、諸事情により、ご家族の対応が不可能な場合に限り当事業所と医療機関等との間の送迎サービスを行います。

**その他**：経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に内容と事由についてご案内します。（⑤を除く）

#### 【3】利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、毎月10日頃に前月ご利用分の請求を申し上げますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 現金（現在はお断りさせて頂いております）
- イ. 下記指定口座への振り込み ※手数料はご契約者（ご利用者）の自己負担となります。

千葉銀行 高根台支店 普通預金No. 2 2 7 9 4 0 9 口座名 社会福祉法人 南生会

- ウ. 郵便局口座自動引落…毎月25日に口座より自動引落。
- エ. 銀行口座自動引落……毎月20日に口座より自動引落。  
（ウまたはエのお支払い方法の場合、手数料は当法人にて負担いたします。）

#### 【4】利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ◆利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ショートステイサービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の2日前までに事業者申し出てください。
- ◆利用開始予定日の2日前までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の2日前までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ◆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者（ご利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者（ご利用者）に提示して協議します。  
ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

■苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 石塚 剛大	
■住所：	〒274-0061 船橋市古和釜町430-1 特別養護老人ホーム南生苑
■電話：	047-457-8660 FAX：047-457-8661
■受付時間	毎週月曜日～土曜日（除く、日、祝日、年末年始） 9：00～17：00 ※また、苦情受付ボックスを地下1階（受付横）に設置しております。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 介護保険課 高齢者相談窓口	所在地： 千葉県船橋市湊町2-10-25 電話： 047-436-2302 FAX：047-436-3307 受付時間： 毎週月曜日～金曜日（除く土、日、祝日、年末年始） 9：30～16：30
---------------------------	---

## 6. 第三者評価について

◆当施設は第三者評価は実施しておりません。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 7年 月 日

指定短期入所生活介護サービス 南生苑ショートステイサービス  
説明者職名 生活相談員 氏名 石塚 剛大 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 ㊞

代理人住所

氏 名 ㊞

## 【サービス費部分の自己負担割合が1割負担の料金表】

(円)

	段階	介護 サービス費+加 算	居住費	食費	合計(1日)
要支援 1	第1段階	561	0	300	861
	第2段階		430	600	1,591
	第3段階①		430	1,000	1,991
	第3段階②		430	1,300	2,291
	第4段階		915	1,550	3,026
要支援 2	第1段階	694	0	300	994
	第2段階		430	600	1,724
	第3段階①		430	1,000	2,124
	第3段階②		430	1,300	2,424
	第4段階		915	1,550	3,159
要介護 1	第1段階	765	0	300	1,065
	第2段階		430	600	1,795
	第3段階①		430	1,000	2,195
	第3段階②		430	1,300	2,495
	第4段階		915	1,550	3,230
要介護 2	第1段階	849	0	300	1,149
	第2段階		430	600	1,879
	第3段階①		430	1,000	2,279
	第3段階②		430	1,300	2,579
	第4段階		915	1,550	3,314
要介護 3	第1段階	936	0	300	1,236
	第2段階		430	600	1,966
	第3段階①		430	1,000	2,366
	第3段階②		430	1,300	2,666
	第4段階		915	1,550	3,401
要介護 4	第1段階	1,019	0	300	1,319
	第2段階		430	600	2,049
	第3段階①		430	1,000	2,449
	第3段階②		430	1,300	2,749
	第4段階		915	1,550	3,484
要介護 5	第1段階	1,102	0	300	1,402
	第2段階		430	600	2,132
	第3段階①		430	1,000	2,532
	第3段階②		430	1,300	2,832
	第4段階		915	1,550	3,567
送迎		(片道)			¥197

※「介護サービス費」にはベースアップ等支援加算、

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、夜勤職員配置加算（Ⅰ）、  
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、特定処遇改善加算（Ⅰ）  
看護体制加算（Ⅰ）を含みます。

また、30日超え日にあたる自己負担額ぶんとは異なります。

別紙 2

**【サービス費部分の自己負担割合が2割負担の料金表】**

(円)

	段階	介護 サービス費+ 加算	居住費	食費	合計（1日）
要支援1	第4段階	1,150	915	1,550	3,615
要支援2	第4段階	1,416	915	1,550	3,881
要介護1	第4段階	1,557	915	1,550	4,022
要介護2	第4段階	1,723	915	1,550	4,188
要介護3	第4段階	1,898	915	1,550	4,363
要介護4	第4段階	2,067	915	1,550	4,532
要介護5	第4段階	2,233	915	1,550	4,698
送迎		393			393

**【サービス費部分の自己負担割合が3割負担の料金表】**

(円)

	段階	介護 サービス費+ 加算	居住費	食費	合計（1日）
要支援1	第4段階	1,725	915	1,550	4,190
要支援2	第4段階	2,124	915	1,550	4,589
要介護1	第4段階	2,335	915	1,550	4,800
要介護2	第4段階	2,584	915	1,550	5,049
要介護3	第4段階	2,847	915	1,550	5,312
要介護4	第4段階	3,100	915	1,550	5,565
要介護5	第4段階	3,349	915	1,550	5,814
送迎		589			589

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（令和6年4月1日）第125条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
- (2) 建物の延べ面積 3,321.91㎡
- (3) 併設事業  
当施設では、次の事業を併設して実施しています。  
**特別養護老人ホーム 南生苑 [指定介護老人福祉施設サービス]** 定員 83名  
千葉県指定：平成12年2月1日指定  
介護保険事業所番号：1270900598号
- (4) 施設の周辺環境  
正面には、ここ（古和釜）では古くから由来のある八王子神社、裏には梨畑、そして点在する民家等、自然が多く残るとてもどかな環境です。  
また、市営のアンデルセン公園、京成バラ園等は、当苑より車で約15分ほどの距離にあり、遠足等で皆様に大変喜ばれております。

### 2. 職員の職種

**介護職員**……………ご契約者（ご利用者）の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**……………ご契約者（ご利用者）の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**……………主にご契約者（ご利用者）の健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者（ご利用者）の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…ご契約者（ご利用者）に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者（ご利用者）に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

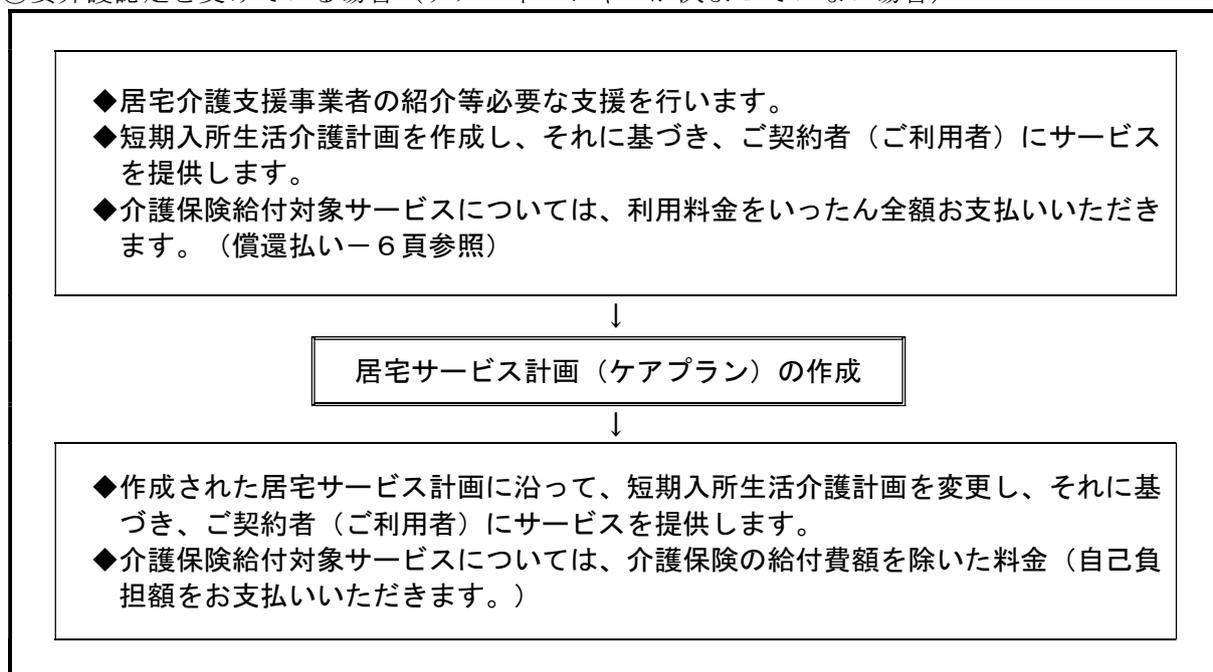
②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者（ご利用者）及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者（ご利用者）及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者（ご利用者）及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

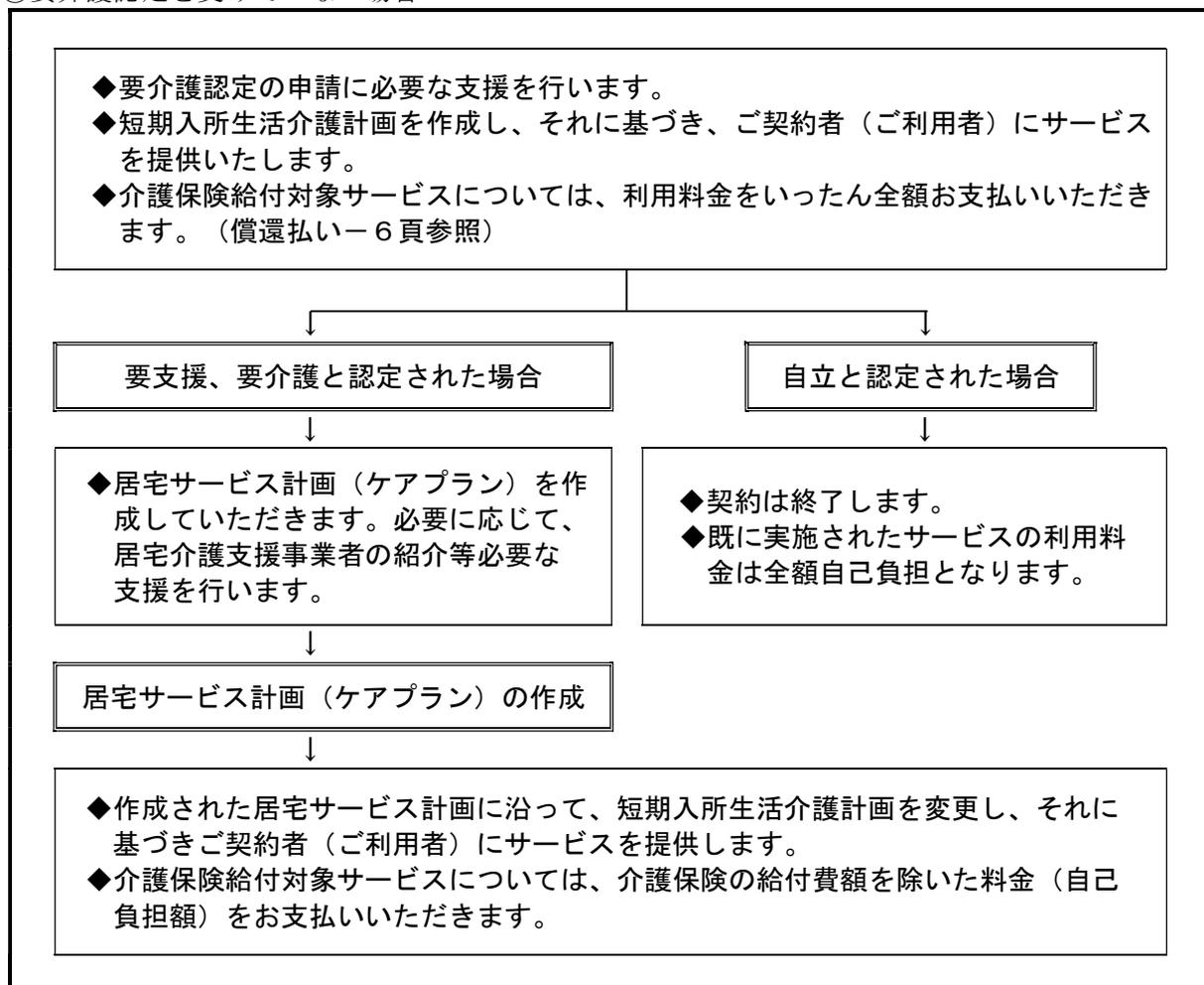
④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者（ご利用者）に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者（ご利用者）に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合（ケアマネージャーが決まっている場合）



②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者（ご利用者）に対してのサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者（ご利用者）の生命、身体、財産の安全・確保に配慮いたします。
- ②ご契約者（ご利用者）の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご家族等やご契約者（ご利用者）から聴取、確認のうえでサービスを実施します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者（ご利用者）に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者（ご利用者）に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者（ご利用者）または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者（ご利用者）に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者（ご利用者）又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急でやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者（ご利用者）へのサービス提供時において、ご契約者（ご利用者）に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者（ご利用者）又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者（ご利用者）に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者（ご利用者）の心身等の情報を提供いたします。また、ご契約者（ご利用者）との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者（ご利用者）の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者（ご利用者）の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

##### （1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ◆多額な現金
- ◆ペット（生き物）
- ◆大きな家具
- ◆危険物
- ◆食べ物
- ◆高額な所持品

##### （2）面会

面会時間 10:00～11:30 14:00～15:45

※来訪者の方は、必ず事前予約をお電話にて当苑に宜しくお願い致します。

※なお、来訪される場合、携帯電話は必ず電源を切ってください。

##### （3）外出

外出される場合は、当苑に事前にお電話にてご予約ください。

※感染症の対応により、すべてのご希望に添えない場合がございます。

##### （4）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、

4.（2）-②に定める食材料費は減免されます。

#### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- ◆居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- ◆故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者（ご利用者）の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ◆ご契約者（ご利用者）に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ◆当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (6) 喫煙

基本的に、喫煙はご遠慮いただいております。

#### (7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、原則としてご家族の方に対応していただきます。

### 6. 損害賠償について（契約書第15・16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者（ご利用者）に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。但し、その損害の発生について、ご契約者（ご利用者）に故意又は過失が認められる場合、ご契約者（ご利用者）の置かれた心身の状況を斟酌し相当と認められる際は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者（ご利用者）から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者（ご利用者）が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者（ご利用者）の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者（ご利用者）に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者（ご利用者）から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

#### (1) ご契約者（ご利用者）からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者（ご利用者）から、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの、利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者（ご利用者）が入院された場合
- ④ご契約者（ご利用者）の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者（ご利用者）の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他のご利用者がご契約者（ご利用者）の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者（ご利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者（ご利用者）による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者（ご利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者（ご利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

### ◆ 1 【衛生管理等】

- 1 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。
- 2 感染症の発生、蔓延防止に必要な措置を講じるため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

### ◆ 2 【虐待防止に関する事項】

- ① 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。
  - 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待防止のための指針の整備。
  - 三 従業員採用時と年2回の研修の実施。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### ◆ 3 【身体拘束に関する事項】

- ① 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- ② 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

◆4【非常災害対策について】

①当施設は、非常災害時の関連機関への通報及び連携を取り、ご利用者の安全を第一に必要な対応を行います。また、非常災害に備える為、想定される災害に係る避難訓練等を実施します。

当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

一 防災時の対応 消防計画書。

二 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓の消防設備を備えています。

三 防災訓練 年2回の避難訓練・消火訓練を実施します。

◆5【その他運営に関する留意事項】

(ハラスメントに関する事項)

当施設は適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

以上